

令和3年度

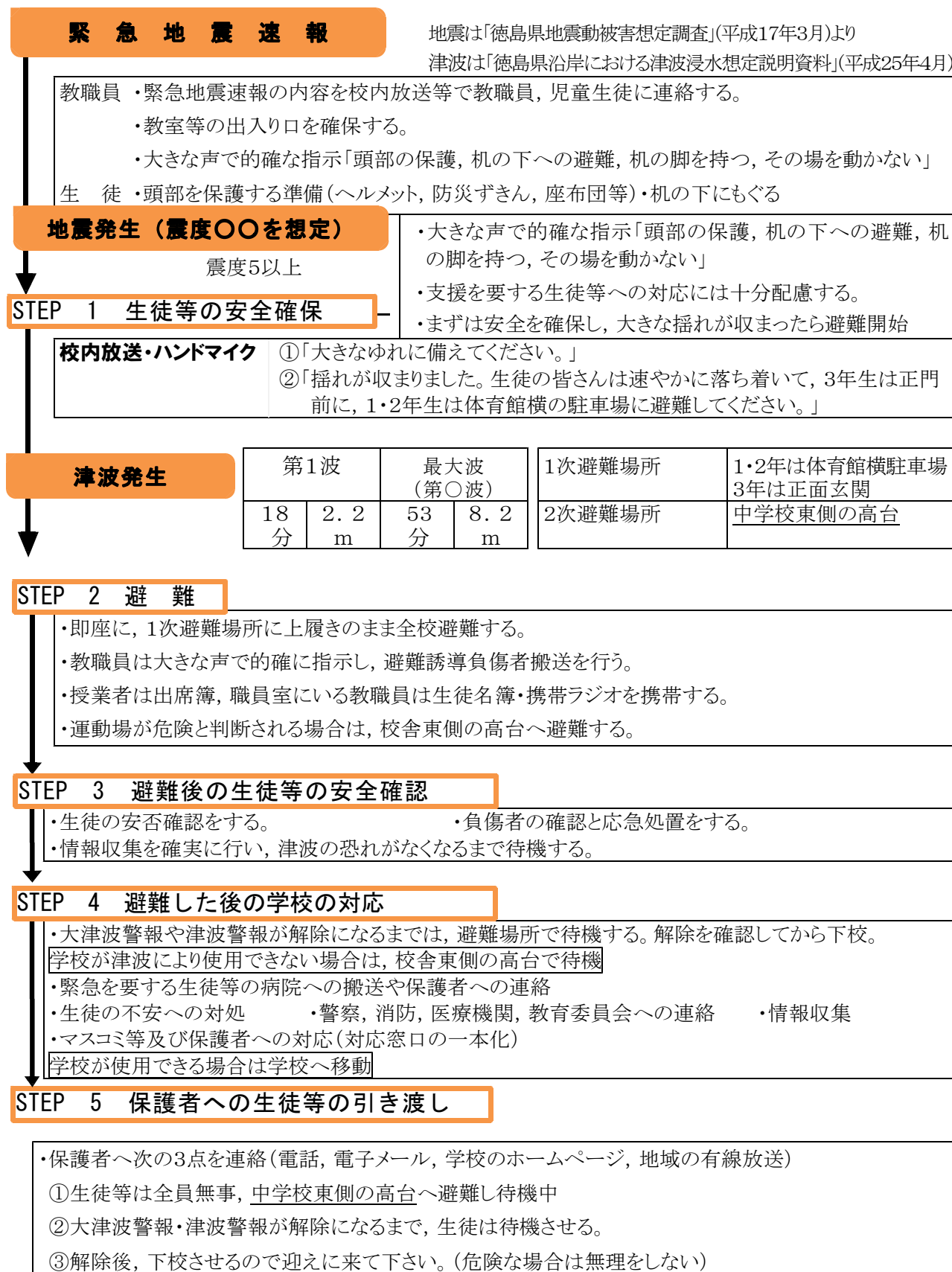
学校防災管理マニュアル  
—津波・避難確保計画—

鳴門市鳴門中学校

# 地震・津波 編

本項については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)第71条1項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ(生徒が在校時の津波を想定)



イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
J-alert		
ラジオ	職員室に設置，地震を感じたらラジオをつける。	教頭or教務
テレビ	職員室に設置，地震を感じたらテレビをつける。	教頭or教務
インターネット	職員のパソコンに接続 随時チェックを行う。	教職員
携帯電話	全職員で受信する。	教職員

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
C A S E 1	○地震発生 ・震度5以上 「津波は伴わない」 ・気象庁より「津波の心配はありません」の発表があったとき	避難場所:1・2年は体育館横の駐車場 3年は正面玄関  集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長
C A S E 2	○地震発生 ・震度5以上 ○津波発生 ・津波警報発令 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が45分以内 ・液状化の被害がない	2次避難場所: <u>中学校東側の高台</u> 集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長  状況を見て2次避難場所へ移動( <u>中学校東側の高台</u> ) 集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長
C A S E 3	○地震発生 ・震度5以上 ○津波発生 ・津波警報発令 ・大津波警報発令 ・津波到達予想時刻が45分以上 ・液状化の被害がひどく校舎の倒壊や避難経路の寸断がある場合	避難場所: <u>中学校東側の高台</u> 集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長  状況を見て2次・3次避難場所への移動・決定2次避難場所 ( <u>中学校東側の高台</u> )3次避難場所(鳴門教育大学人文棟3階) 決定者 ①校長 ②教頭 ③教務主任 ④防災担当主任の順 避難場所候補地 <u>中学校東側の高台</u> 鳴門教育大学人文棟 3階  集合形態:集会の隊形 (学級別・男女別各2列 委員長・副委員長を先頭に) 人員点呼 各担任→学年主任→教頭→校長  3次避難場所(鳴門教育大学人文棟) 長時間の避難待機が考えられる時は，鳴門教育大学人文棟(3階)

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
生徒名簿	職員室	各学年主任
ラジオ	職員室	教頭or教務主任
携帯電話	各教職員	各教職員
防災マニュアル	職員室	校長・教頭・学年主任
トランシーバー	職員室	教頭・安全主任

※非常用持ち出し袋の中身(エ)

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

鳴門市教育委員会	088-686-8801		kyoikusomu@city.naruto.lg.jp	
鳴門市災害対策本部	088-684-1330			
鳴門消防署	088-684-1334			
鳴門病院	088-683-0011	088-683-1860		
鳴門警察署	088-685-0110			
高島駐在所	088-687-1155			
土佐泊駐在所	088-687-0210			
高島公民館	088-687-1528			

カ 保護者への引き渡しについて

(ア)地震・津波が発生した際、生徒の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
生徒を下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報・津波警報が解除されている</li> <li>・通学路の安全が確保されている (鳴門東小学校校区の海岸線・ウチノ海線 など)</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行をしている。</li> </ul>
生徒を学校に待機させる場合は、安全が確認されるまで学校に待機  引き渡し場所:学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波注意報・津波注意報が発令中である</li> <li>・通学路の安全が確保されていない (東小学校校区の海岸線・ウチノ海線 など)</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行できていない</li> <li>・校舎の被害が少なく、校舎が安全に使用できる</li> </ul>
生徒を避難所に待機させる  引き渡し場所:避難場所 【高台(中学校東側)・鳴門教育大】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報・津波警報が発令中である</li> <li>・通学路の安全が確保されていない (鳴門東小学校校区の海岸線・ウチノ海線 など)</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行できていない</li> <li>・液状化などにより、校舎が被害をうけ、運行に支障がでている</li> </ul>

(イ) 地震・津波が発生した際、生徒を引き渡す際の保護者への連絡方法  
 (電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法も考慮)

判断責任者氏名: 校長		担当者氏名: 各学級担任	
連絡方法 ・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網による電話連絡</li> <li>・マチcomiメールによる一斉送信</li> <li>・災害伝言ダイヤルの活用</li> </ul>		
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害掲示板に掲示する</li> <li>・保護者が迎えに来るまで、児童生徒は学校に待機させる。</li> </ul>		

(ウ) 生徒の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者: 校長		担当者: 各学級担任	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の確認(生徒の氏名確認・生年月日・続柄を確認する)</li> <li>・生徒名簿に引き取りに来た保護者の署名をしてもらう</li> <li>・生徒により保護者であるかどうかを確認させる</li> <li>・通学路の安全が確認された場合に引き渡す。</li> </ul> <p>(大津波警報・津波警報発令中は保護者もいっしょに待機してもらうよう促す。)</p>			

キ 生徒が在校時以外の対応

登下校時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網・マチcomiメールを利用して自宅になど安全な場所に待機するよう連絡をする。</li> <li>・職員を手分けして通学途中の生徒に連絡</li> <li>・早く登校した生徒や学校の方が安全だと思われる生徒は学校で待機させる。</li> <li>・関係諸機関に連絡</li> </ul>		
学校外の諸活動時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動をしている地域の方々に聞き、安全な場所に待機させる</li> <li>・学校(校長)と連絡を取り、適切な対処法を協議する。</li> <li>・安全確保を最優先させ、待機させる。</li> </ul>		
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網・マチcomiメールを利用して自宅や近くの避難所に待機するよう連絡をする。</li> <li>・職員が手分けをして校区内を巡視</li> <li>・学校が避難所になることを想定して準備を行う。</li> </ul>		

## STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準）

### （1）下校の判断基準について

- ・下校時の安全が確保されない場合は、原則、学校に待機させる。保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等と共に学校（安全な避難場所）に留まることや避難行動を促す。（沿岸部では大津波警報・津波警報発表時は原則、帰さない。）
- ・下記の情報を確認し、児童生徒等の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。

- ・津波警報・大津波警報の有無
- ・二次災害（火災・建物崩落・余震）の有無
- ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無
- ・通学路の安全状況の確認
- ・児童生徒等の帰宅先及び帰宅後の状況  
（家庭で一人にならないか）
- ・児童生徒等の家庭周辺の安全状況の確認

津波が想定される地域は、  
「津波警報」「大津波警報」発表中は原則として児童生徒等は帰さない。

### （2）保護者への児童生徒等の引き渡し（（1）下校の判断基準により安全が確認された後）

#### 教職員

#### 保護者連絡班

- ・児童生徒等の保護者へ連絡をとる。（電話、電子メール、学校のホームページに掲載、地域の有線放送等にて）

（連絡例）

- ①児童生徒等は全員無事、避難場所名へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。  
（津波が想定される沿岸部の地域の場合）
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。  
（危険な場合は無理をしないこと）

※電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しの際の連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく。

- ・大災害の場合に学校から避難する際の避難場所
- ・児童生徒等は、保護者と連絡がとれるまで下校させないこと  
（連絡方法例）○電話・メールにて連絡する。  
○学校のホームページに掲載する。  
○市町村役場等に避難状況を掲示して、知らせる。  
○学校の玄関等に避難状況を掲示して、知らせる。  
など
- ・保護者は、危険を冒して迎えにこないこと

- ・保護者が迎えにきた場合は、（1）下校の判断基準にもとづき安全が確認されたら、引き渡しカード等を活用し、児童生徒等を保護者に引き渡す。同時に、翌日以降の登校に関する連絡も行う。

（連絡例）①翌日は、〇〇時に登校してください。午前中授業とします。  
②明日は臨時休業とします。登校する日時は、後日保護者の方に連絡します。

- ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校（安全な避難場所）で待機させる。
- ・引き渡し後の児童生徒等の安全確認をする。（電話、メール等）

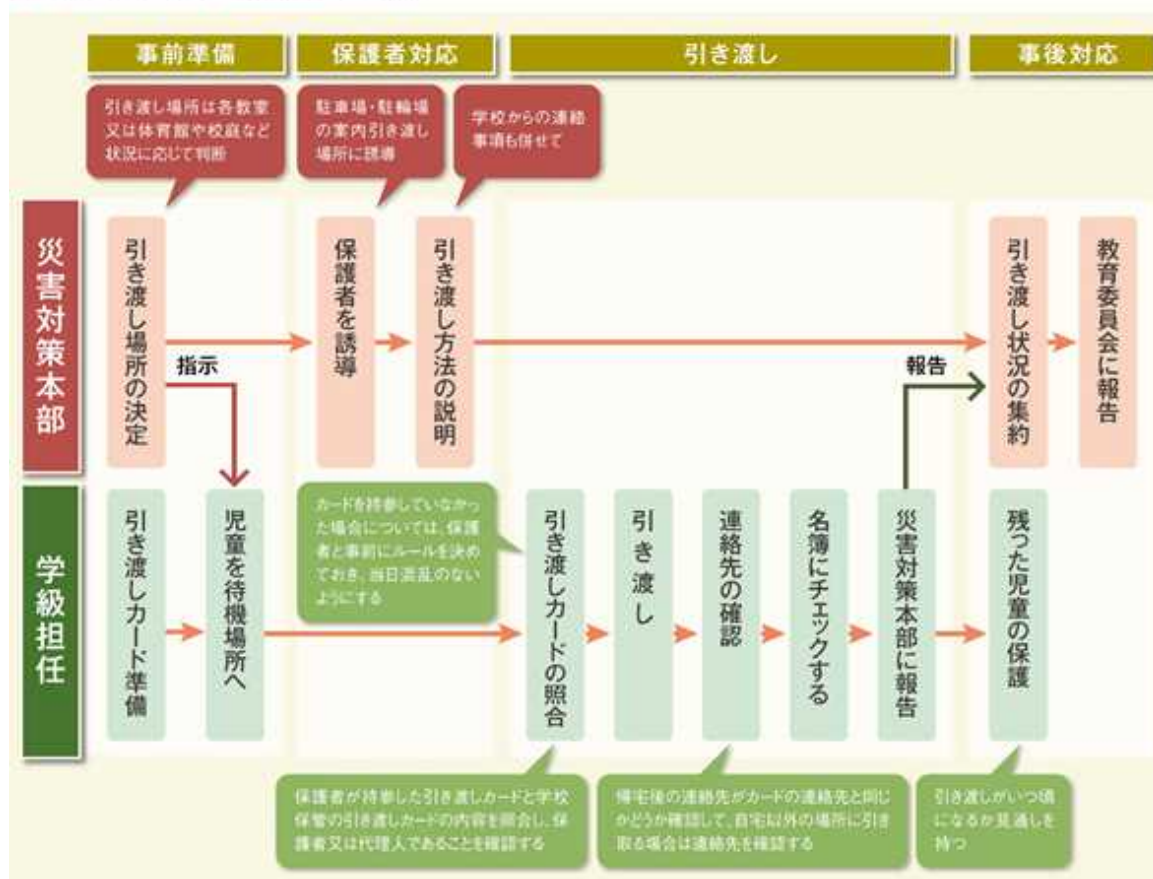
## 引き渡しカード

学年		組		氏名		血液型	
住所					地区名		
保護者名				続柄	電話		
兄弟姉妹							
緊急時連絡先							
引 渡 時 記 入 欄							
引 取 者				生徒等との関係			
引渡日時	月	日 ( )	時	分	教 職 員 名		
避難場所	自宅・その他 ( )			特 記 事 項			

- ・事前に必要事項を記入し、学級担任等が保管しておく。
- ・児童生徒等を引き渡す際に、引渡時記入欄を記入してもらい学校が保管することにより、保護者に確実に引き渡す。

○校内における引き渡しの手順（次のとおり） 参照：学校防災マニュアル（文部科学省）より

### ■ 校内における引き渡しの手順



# 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針

## (1) 学校の対応方針

情報名	学校の対応		
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	学校活動の継続と警戒対応(注意対応)の準備		
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	次の <b>判断基準</b> により、A・Bのいずれかとする A 1週間程度の臨時休業(週休日・休日を含む) B 原則として、3日間の臨時休業(週休日・休日を含む)		
中学校・高等学校 注3	巨大地震警戒(半割れ)		
「津波浸水または土砂災害」の可能性が高い	A		
「津波浸水かつ土砂災害」の可能性が低い	B		
特別支援学校	巨大地震警戒(半割れ)		
学校の地理的条件に関係なく	A		
<b>判断基準</b>			
学校の地理的条件による分類		学校の種類による分類	
土砂災害の可能性	津波浸水の可能性	自力で避難が可能	避難する際、配慮や支援が必要
土砂災害警戒区域内または隣接している	津波浸水想定区域内または隣接している地域等	A	A
	津波浸水想定区域外	A	A
土砂災害警戒区域外	津波浸水想定区域内または隣接している地域等	A	A
	津波浸水想定区域外	B	A
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	C 注意対応をとりながら、原則として、学校活動を継続		
・南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) ・国からの呼びかけ	平常の学校活動を継続		

注1 国からの呼びかけ(注意する措置解除)が発表されても、巨大地震発生の可能性はなくなったわけではないことに留意すること。

注2 津波浸水想定及び土砂災害警戒区域については、徳島県防災・減災マップ、徳島県水防・砂防情報マップ(徳島県ホームページ)を参照のこと。

注3 市町村立学校については、本方針を参考に市町村教育委員会の方針に基づくこと。



参考 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (4つのキーワード付記)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	<p>「半割れケース」に相当する現象と評価した場合</p> <div data-bbox="885 629 1369 1003" data-label="Figure"> </div>
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<p>「一部割れケース」/「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合</p> <div data-bbox="619 1173 933 1451" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="976 1173 1369 1451" data-label="Figure"> </div>
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○「南海トラフ地震臨時情報」啓発動画 徳島県 (令和2年7月)  
 「南海トラフ巨大地震に備える ～臨時情報を活用した防災対応について～」  
 YouTube「徳島県チャンネル」

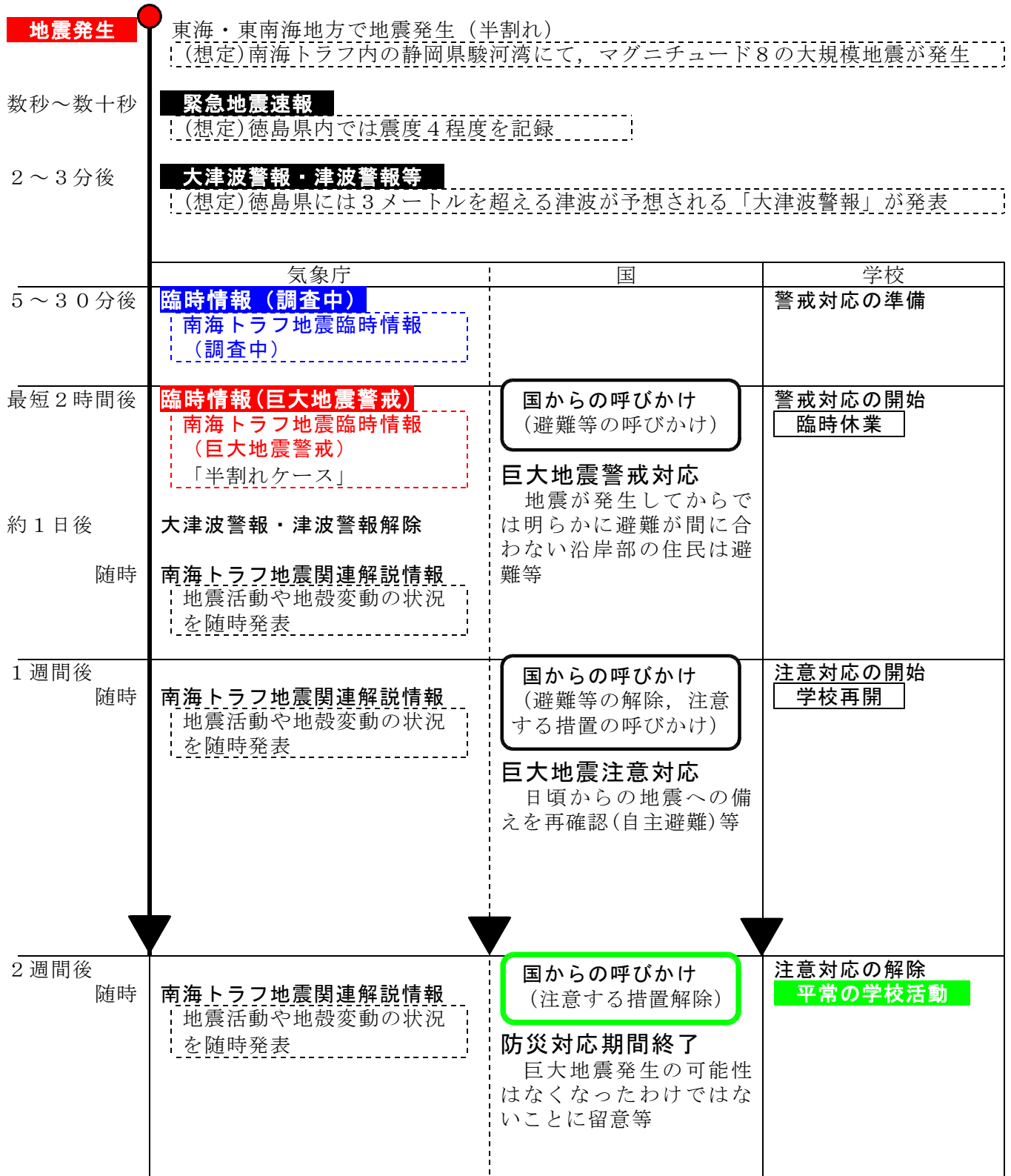
・ダイジェスト版  
<https://youtu.be/sI56aPJ5AY0>

・フル版  
<https://youtu.be/xwfnp21qexg>



(2) 対応A [半割れ 津波浸水または土砂災害の可能性の高い場合]

タイムライン



## 具体的対応

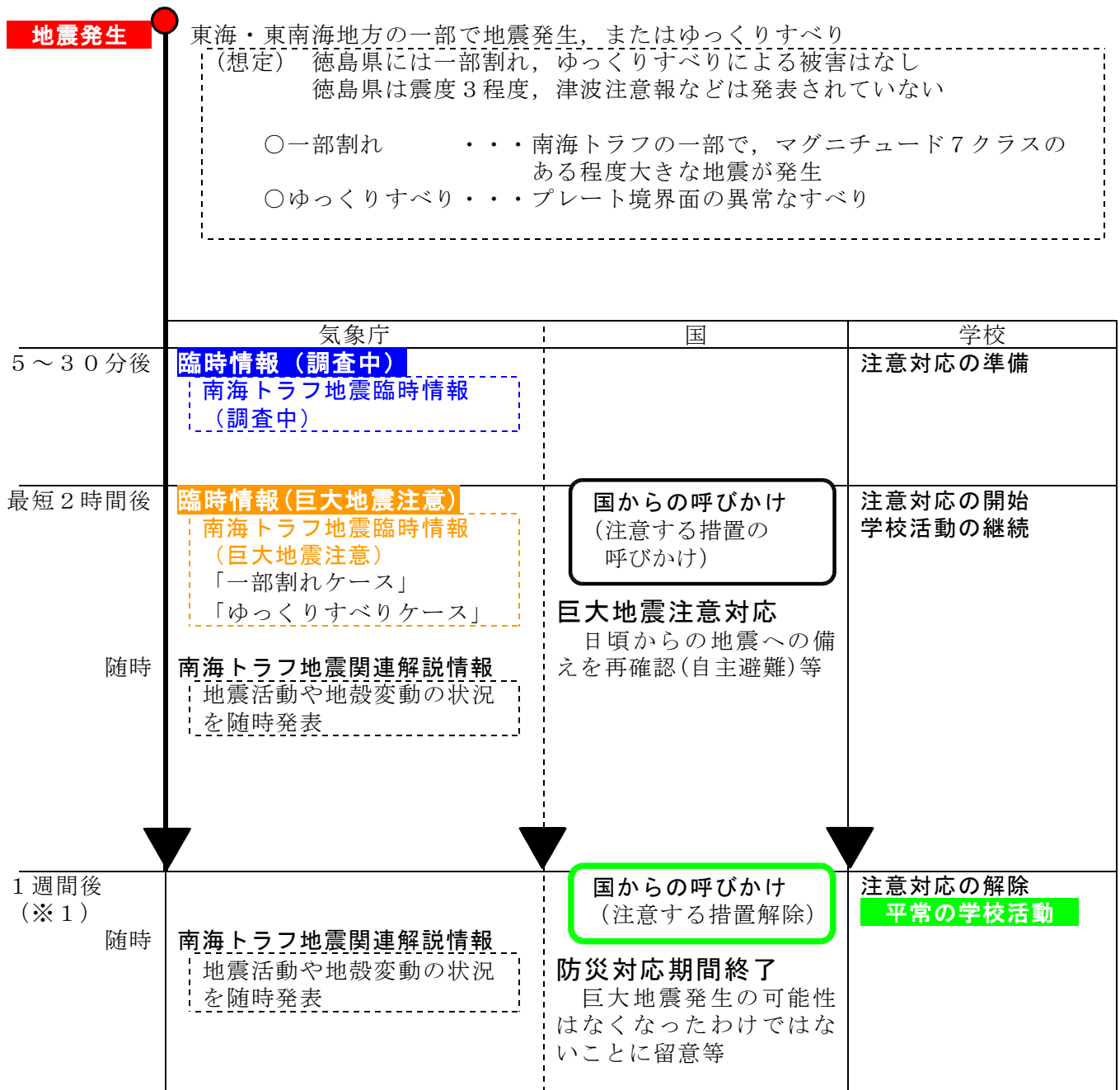
(注) 津波災害警戒区域内では、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<b>緊急地震速報、 大津波警報、 津波警報 等への対応</b>	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の 学校対応
<b>臨時情報 (調査中)</b>  <b>警戒対応の準備</b>	<b>基本対応の確認</b> ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認	<b>基本対応の確認</b> ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認
<b>臨時情報 (巨大地震警戒)</b>  <b>国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ)</b>  <b>警戒対応の開始 臨時休業</b>	<b>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</b> ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された 場合の対応  ○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	<b>関係教職員の参集・対策会議</b> ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制 の確認 ○市町村から学校が避難所に指定 された場合の対応
<b>国からの呼びかけ (避難等の解除, 注意 する措置の呼びかけ)</b>  <b>注意対応の開始 学校再開</b>	<b>臨時の職員会議(学校再開に向けての検討)</b> ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握、学校施設の安全確認、児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告  ○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
<b>国からの呼びかけ (注意する措置解除)</b>  <b>注意対応の解除 平常の学校活動</b>	○平常の学校活動の継続	

事前避難対象地域内にある学校は、臨時休業中、安全な場所への移動・避難を検討し、学校再開に備える。

### (3) 対応C [一部割れ, ゆっくりすべり の場合]

#### タイムライン



(※1)

一部割れ・・・1週間後

ゆっくりすべり・・・すべりの変化が収まってから, 変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

## 具体的対応

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<p><b>臨時情報 (調査中)</b></p> <p>注意対応の準備</p>	<p><b>基本対応の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震関連の情報収集</li> <li>○児童生徒等の安全確保</li> <li>○教職員の状況把握</li> <li>○学校災害対策本部設置の確認</li> <li>○連絡体制の確認</li> <li>○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認</li> </ul>	<p><b>基本対応の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震関連の情報収集</li> <li>○学校災害対策本部設置の確認</li> <li>○連絡体制の確認</li> <li>○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認</li> </ul>
<p><b>臨時情報 (巨大地震注意)</b></p> <p>国からの呼びかけ (注意する措置の呼びかけ)</p> <p>注意対応の開始 学校活動の継続</p>	<p><b>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の教育活動継続の判断</li> <li>○児童生徒等の安全確保・安否確認</li> <li>○保護者へ今後の対応を周知</li> <li>○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保</li> <li>○学校からの情報発信開始</li> <li>○施設設備点検及び減災対策補強</li> <li>○県教委への対応状況報告</li> <li>○市町村・関係機関等と連携体制の確認</li> <li>○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○注意対応をとりながら，学校活動を継続</p>	<p><b>関係教職員の参集・対策会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の教育活動継続の判断</li> <li>○児童生徒等・保護者へ対応を周知</li> <li>○学校からの情報発信開始</li> <li>○施設設備点検及び減災対策補強</li> <li>○県教委への対応状況報告</li> <li>○市町村・関係機関等と連携体制の確認</li> <li>○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応</li> </ul>
<p>国からの呼びかけ (注意する措置解除)</p> <p>注意対応の解除 <b>平常の学校活動</b></p>	<p>○平常の学校活動の継続</p>	